

支払希望日 令和 5年10月27日

支出金調書

担当課長

執行機関



会計機関



20100 議会事務局総務課

年度 令和 5年度

システム区分 通常

予算種別 通常

決議番号 0071201

支出負担行為
令和 5年10月23日

支出命令
令和 5年10月23日

支払希望
令和 5年10月27日

支出命令確認
令和 5年10月24日

支払日
令和 5年10月27日

会計 01 一般会計

款

項

目

事業

節

細節

所属課

20100

議会事務局総務課

金額

25,353,800 円

控除金額

円

差引金額

円

受取人 281300

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸

3-1-2

議会事務局 資金前渡員

支払内容 旅費

支払方法 口座振替

0005189 三菱UFJ銀行

東海公務部

普通 0101411 キカイジムキョク シンセントイン

整理番号

摘要 令和 5年10月29日～11月5日 海外調査団（欧州）概算旅費

別紙のとおり

内訳件数

2 件

請求書受理

令和 年 月 日

JZD40701001

JZDA03F

科目明細書

1 / 1

執行機関		20100	年度	5	決議番号	0071201
明細 番号	科 目 名					金 額 (予 算 残 額) 円
001	00001-020-08-000-213 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					24,514,800 (58,292,125)
002	00001-020-08-000-214 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節					839,000 (58,292,125)
合 計						25,353,800

JZD40701001

JZDA05F

旅費請求書 (213 調査団議員旅費 (欧州))

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費総計	鉄道賃		航空賃		有料道路・駐車場・宿泊料		雑費		日当
						バス等		船賃		宿泊料		雑費		
中野治美	令和5年 10月29日～ 11月5日 (6泊8日)	①英国 (ロンドン) ②スเปน王國 (ビルバオ)	名古屋駅＜鉄道＞品川駅＜借上車＞羽田空港＜航空機＞ヒースロー空港＜借上車＞ロンドン＜借上車＞ガドウィック空港＜航空機＞ビルバオ空港＜借上車＞ビルバオ＜借上車＞ビルバオ空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別途精算予定 ②現地空港からの英国及びスเปน王國內の移動、羽田空港～品川駅は、 別途契約の借上車を利用	1,749,800	30,320		1,468,080						74,400
坂田憲治	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320		1,468,080						74,400
石塚吾歩路	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320		1,468,080						74,400
中根義高	同上	同上	同上	①同上 ②同上 ③雑費：旅券手数料 11,000円	1,760,800	30,320		1,468,080					11,000	74,400
政木りか	同上	同上	同上	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別途精算予定 ②現地空港からの英国及びスเปน王國內の移動、羽田空港～品川駅は、 別途契約の借上車を利用	1,749,800	30,320		1,468,080						74,400
杉浦正和	同上	同上	名古屋駅＜鉄道＞品川駅＜借上車＞羽田空港＜航空機＞ヒースロー空港＜借上車＞ロンドン＜借上車＞ガドウィック空港＜航空機＞ビルバオ空港＜借上車＞ビルバオ＜借上車＞ビルバオ空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞豊橋駅	①自宅～名古屋駅、豊橋駅～自宅については、 別途精算予定 ②同上	1,747,600	28,120		1,468,080						74,400
中村竜彦	同上	同上	名古屋駅＜鉄道＞品川駅＜借上車＞羽田空港＜航空機＞ヒースロー空港＜借上車＞ロンドン＜借上車＞ガドウィック空港＜航空機＞ビルバオ空港＜借上車＞ビルバオ＜借上車＞ビルバオ空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞豊橋駅	①同上 ②同上	1,747,600	28,120		1,468,080						74,400
宮島謙治	同上	同上	名古屋駅＜鉄道＞品川駅＜借上車＞羽田空港＜航空機＞ヒースロー空港＜借上車＞ロンドン＜借上車＞ガドウィック空港＜航空機＞ビルバオ空港＜借上車＞ビルバオ＜借上車＞ビルバオ空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別途精算予定 ②現地空港からの英国及びスเปน王國內の移動、羽田空港～品川駅は、 別途契約の借上車を利用	1,749,800	30,320		1,468,080						74,400
長江正成	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320		1,468,080						74,400

令和5年10月20日

次のとおり旅費を請求します。

旅費請求書 (213 調査団議員旅費 (欧州))

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃 バス等	航空賃 船賃	有料道路・駐車場 宿泊料	外シ 雑費	日当 その他
福田喜夫	令和5年 10月29日～ 11月5日 (6泊8日)	①英国 (ロンドン) ②スペイン王国 (ビルバオ)	名古屋駅＜鉄道＞品川駅＜借上車＞羽田空港＜航空機＞ヒースロー空港＜借上車＞ロンドン＜借上車＞ガトウィック空港＜航空機＞ビルバオ空港＜借上車＞ビルバオ＜借上車＞ビルバオ空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別途精算予定 ②現地空港からの英国及びスペイン王 国内の移動、羽田空港～品川駅は、 別途契約の借上車を利用 ③雑費：旅券手数料 11,000円	1,760,800	30,320	1,468,080			74,400
								177,000	11,000	
安井伸治	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320	1,468,080			74,400
江原史朗	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320	1,468,080			74,400
加藤貴志	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320	1,468,080			74,400
								177,000		
柴田高伸	同上	同上	同上	①同上 ②同上	1,749,800	30,320	1,468,080			74,400
計					24,514,800	420,080	20,553,120			
								2,478,000	22,000	1,041,600

旅費請求書 (214 職員随行旅費 (欧州))

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃		航空賃	有料道路・駐車場		外テ		日当
						バス等			船賃	宿泊料	雑費	その他	
中野善隆	令和5年 10月29日～ 11月5日 (6泊8日)	①英国 (ロンドン) ②スペイン王国 (ビルバオ)	名古屋駅＜鉄道＞品川駅＜借上車＞羽田空港＜航空機＞ヒースロー空港＜借上車＞ロンドン＜借上車＞ガドウィック空港＜航空機＞ビルバオ空港＜借上車＞ビルバオ＜借上車＞ビルバオ空港＜航空機＞羽田空港＜借上車＞品川駅＜鉄道＞名古屋駅	①自宅～名古屋駅(往復)については、 別途精算予定 ②現地空港からの英国及びスペイン王 国内の移動、羽田空港～品川駅は、 別途契約の借上車を利用 ③雑費：旅券手数料 11,000円	839,000	21,120		643,580					48,100
計					839,000	21,120		643,580					
									115,200		11,000		48,100

支払希望日 令和 6年 1月16日

支出金調書

担当課長

執行機関

会計機関

20100 議会事務局総務課

年 度 令和 5年度

システム区分 通常

予算種別 通常

決議番号 0093901

支出負担行為
令和 6年 1月 4日

支出命令
令和 6年 1月 4日

支払希望
令和 6年 1月16日

支出命令確認
令和 6年 1月 1日

支払日
令和 6年 1月 1日

会 計 01 一般会計

款

項

目

事業

節

細 節

所 属 課

20100

議会事務局総務課

金 額

4,470,285 円

控 除 金 額

円

差 引 金 額

円

受 取 人 281300

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸

3-1-2

議会事務局 資金前渡員

支 払 内 容 旅費

支 払 方 法 口座振替

0005189 三菱UFJ銀行

東海公務部

普通 0101411 キカイシムキョク シキンセントイン

整 理 番 号

摘 要 旅費 1月支給分 900登庁、913特別、901正副用務、30
0常任県外、320特別県外、213欧州調査団、223ピクトリ
ア訪問団、240議員派遣、231議員県外旅費、241委員派
遣

別紙のとおり

内訳件数 10 件

請求書受理

令和 年 月 日

JZD40701001

JZDA03F

科目明細書

1 / 2

執行機関	20100	年度	5	決議番号	0093901
------	-------	----	---	------	---------

明細 番号	科 目 名	金 額 (予 算 残 額) 円
001	00001-020-08-000-900 ✓ 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節	3,016,705 (50,057,515)
002	00001-020-08-000-913 ✓ 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節	725 (50,057,515)
003	00001-020-08-000-901 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節	625 (50,057,515)
004	00001-020-08-000-300 ✓ 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節	153,015 (50,057,515)
005	00001-020-08-000-320 ✓ 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節	30,240 (50,057,515)
006	00001-020-08-000-213 ✓ 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 細節	22,865 (50,057,515)

JZD40701001
JZDA05F

科 目 明 細 書

2 / 2

執行機関		20100	年度	5	決議番号	0093901
明細 番号	科 目 名					金 額 (予 算 残 額) 円
007	00001-020-08-000-223 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 / 細節					10,494 / (50,057,515)
008	00001-020-08-000-240 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 / 細節					381,905 / (50,057,515)
009	00001-020-08-000-231 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 / 細節					26,580 / (50,057,515)
010	00001-020-08-000-241 / 款 01 議会費 項 01 議会費 目 001 議会費 事業 020 運営費 節 08 旅費 / 細節					827,131 / (50,057,515)
合 計						4,470,285

JZD40701001
JZDA05F

旅費請求書 (213 調査団職員旅費 (欧州))

次のとおり旅費を請求します。

令和6年1月4日

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃		自家用車 距離 金額	有料道路・駐車場 宿泊料	雑費		その他 内容 金額
						バス等						
中野治美	令和5年 10月29日～ 11月5日 (6泊8日)	名古屋駅 (集合地)	○往復 (名鉄) 津島～名古屋【410円×2】	今回精算分(自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて10/27に支 給済み	820	820						
坂田憲治	同上	同上	○往復 (自家用車) 自宅～名古屋駅【19.5km】	同上	975			39.0km				
石塚晋歩路	同上	同上	○往復 (自家用車) 自宅～七宝駅【0.8km】 (名鉄) 七宝～名古屋【300円】	同上	650	600		2.0km				
中根義高	同上	同上	○往復 (名鉄) 大門～岡崎【280円×2】 (J R) 岡崎～名古屋【620円×2】	同上	1,800	1,800						
政木りか	同上	同上	○往路 (地下鉄) ナゴヤドーム前矢田～大曾根【210円×2】 (J R) 大曾根～名古屋【200円×2】	同上	820	820						
杉浦正和	同上	同上	○往復 (自家用車) 自宅～三川駅【8.5km】 ○往路 (J R) 三川～名古屋【1,340円】 ○復路 (J R) 豊橋～三川【200円】	今回精算分(自宅～名古屋駅、豊橋～ 自宅)以外は、別途概算旅費にて 10/27に支給済み	1,965	1,540	17.0km	425				
中村竜彦	同上	同上	○往復 (名鉄) 高師～豊橋【180円×2】 ○往路 (J R) 豊橋～名古屋【1,140円】	今回精算分(自宅～名古屋駅、豊橋～ 自宅)以外は、別途概算旅費にて 10/27に支給済み	1,500	1,500						
宮島謙治	同上	同上	○往復 (自家用車) 自宅～古見駅【1.7km】 (名鉄) 古見～名古屋【510円】	今回精算分(自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて10/27に支 給済み	1,095	1,020	3.0km	75				
長江正成	同上	同上	○往路 (自家用車) 自宅～名古屋駅【32.6km】 (有料道路) 長久手～錦橋【2,470円】 ○復路 (自家用車) 名古屋駅～自宅【32.1km】 (有料道路) 名駅～長久手【2,220円】	同上	6,315		65.0km	4,690				

旅費請求書 (213 調査団議員旅費 (欧州))

請求者名 (旅行者名)	旅行期間	用務先	経路	備考	旅費額計	鉄道賃		自家用車 距離 金額	有料道路・駐車料・宿泊料		雑費	その他 内容 金額
						バス等						
福田喜夫	令和5年 10月29日～ 11月5日 (6泊8日)	名古屋駅 (集合地)	○往復 (自家用車) 自宅～名古屋駅【22.5km】 (有料道路) 稲田～黄金【890円】	今回精算分(自宅～名古屋駅(往復)) 以外は、別途概算旅費にて10/27に支 給済み	2,905			45.0km	1,780			
安井伸治	同上	同上	○往復 (あおなみ線) 荒子川公園～名古屋【270円】	同上	540	540						
江原史朗	同上	同上	○往復 (地下鉄) 新瑞橋～名古屋【270円】	同上	540	540						
加藤貴志	同上	同上	○往復 (有線) 三河上郷～岡崎【340円】 (JR) 岡崎～名古屋【620円】	同上	1,920	1,920						
柴田高伸	同上	同上	○往復 (名鉄) 知立～名古屋【510円】	同上	1,020	1,020						
計					22,865	12,120			6,470	0	0	0
						0		4,275	0		0	0

注意事項				公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 6月12日					令和 5年 6月15日	
供覧日							
文書番号	5局総第116号						
決裁種別	電子・紙併用						
施行方法	紙			施行文書確認済 ☐		システム入力済 ☐	
備考				起案者氏名 水永 英昭 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G			
題名 令和 5 年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務における企画提案の募集について							文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	主事				
岡田 濃	和田 徹	斉藤 一	井上 雄貴				
保存期間	3 年	標準ファイル名	海外調査団関係				
伺い文							
このことについて、案の 1 により企画提案募集の公告を行い、資料請求のあった者に対しては、案の 2 により募集要領を配付することとしてよろしいか。 なお、ご決裁の上は、企画提案募集の公告を掲示するため、案の 3 により財産管理課長あて申請してよろしいか。							

注意事項					公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 6月12日							
供覧日								
文書番号	5局総第116号							
決裁種別	電子・紙併用							
施行方法	紙				施行文書確認済 ☐		システム入力済 ☐	
備考				起案者氏名 水永 英昭 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G				
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務における企画提案の募集について、								文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	主事					
✓	✓	✓	✓					
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係					
伺い文								
このことについて、案の1により企画提案募集の公告を行い、資料請求のあった者に対しては、案の2により募集要領を配付することとしてよろしいか。 なお、ご決裁の上は、企画提案募集の公告を掲示するため、案の3により財産管理課長あて申請してよろしいか。								

「令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務」企画提案募集

1 業務概要

(1) 業務内容

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務（仕様書のとおり）

(2) 委託金額の上限

7,239,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日（水）まで

2 募集期間

令和5年6月15日（木）から7月14日（金）午後5時まで（必着）

3 応募資格

応募資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案応募書類の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) この公告の日から企画提案応募書類提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 愛知県の「令和4・5年度入札参加資格者名簿」において、「業務（大分類）03. 役務の提供等」の「営業種目（中分類）13. 旅客業」、「（小分類）01. 旅行」に登録されていること。
- (6) 愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。
- (7) 過去10年間（平成25年4月1日から企画提案応募書類を提出する前日まで）に、外国における類似業務の実績があること。
- (8) 英国及びスペイン王国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。

4 手続き等

(1) 資料請求

本企画提案へ応募を検討される方は、「3 応募資格」を満たすことを確認の上、次により資料請求すること。資料請求者に応募要領（仕様書、応募様式等）一式を電子メールにより送付する。

ア 請求期限

令和5年6月23日（金）午後3時まで

イ 請求方法

様式「資料請求届」を記入し、<gikai-somu@pref.aichi.lg.jp>宛てに電子メールに添付して提出すること（メールの件名は「海外調査団（欧州）資料請求」とすること）。

(2) 説明会の実施

資料請求をされた方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席を希望される方は、下記により議会事務局総務課に電子メールで申し込むこと。(出席は任意としますが、欠席により不利益を受けた場合、県はその責任を負いません。)

ア 開催日時

令和5年6月27日(火) 午前10時30分から(30分程度)

イ 開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県議会議事堂4階 会議室6

ウ 申込期限

令和5年6月26日(月) 午後4時まで

エ 申込先(メールアドレス)・記載事項

gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

件名は、「海外調査団(欧州)説明会申込」とし、会社名、部署名、参加者職氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。

(3) 応募に関する質問

ア 受付期限

令和5年7月3日(月) 正午まで

イ 質問方法

資料請求者に送付する「応募要領」を参照すること。

ウ 質問に対する回答方法

受け付けた質問及び回答は、令和5年7月5日(水) 午後5時を目処に全資料請求者に対して電子メールにより通知する。

エ その他

受付期限経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は、受け付けない。

(4) 企画提案応募書類の提出

ア 提出期限

令和5年7月14日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る)

持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類等

資料請求者に送付する「応募要領」を参照すること。

5 受託候補者の選考等

(1) 選考方法

提出された企画提案応募書類について、形式審査を行った後、別に設置する選考委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 選考基準

選考委員会において、応募者の能力(実施体制、類似業務の実績等)及び提案内容(具体性、独自性、実行可能性等)等の各面から総合的に評価の上、最も優れた応募者を受託候補者として選考する。

(3) 契約

選考された受託候補者と県において、委託内容及び経費等を協議・調整の上、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。なお、調整が不調に終わった場合は、次点の者と協議・調整する。

(4) その他

- ・選考結果は公表しない。
- ・選考委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

6 問合せ先

愛知県議会事務局総務課予算・厚生グループ

担当：斉藤、水永

電話：052-954-6746（ダイヤルイン）

電子メール：gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

(様式)

提出先メールアドレス：gikai-somu@pref.aichi.lg.jp
※ 件名は、「海外調査団（欧州）資料請求」としてください。

資 料 請 求 届

令和5年6月 日

愛知県議会事務局総務課 宛て

事 業 者 名：

部 署 名：

担当者職・氏名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務に関する資料を請求
します。

なお、本請求にあたり、入手した資料や知り得た情報等については、外部に公表し
ないことを誓約します。

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務 企画提案応募要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務

(2) 業務内容

別添1「令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書」のとおり

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日（水）まで

(3) 委託金額の上限

7,239,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 契約保証金

愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2に基づき、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、同規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(5) 委託料の支払方法

業務完了後に支払うものとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、見積額と同じになるとは限らない。

本委託契約は、議員派遣に係る愛知県議会の議決を条件とし、議決されない場合には契約を解除することがある。

3 応募資格

応募資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案応募書類の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) この公告の日から企画提案応募書類提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 愛知県の「令和4・5年度入札参加資格者名簿」において、「業務（大分類）03. 役務の提供等」の「営業種目（中分類）13. 旅客業」、「（小分類）01. 旅行」に登録されていること。

(6) 愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。

(7) 過去10年間（平成25年4月1日から企画提案応募書類を提出する前日まで）に、外国における類似業務の実績があること。

- (8) 英国及びスペイン王国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。

4 応募方法等

(1) 企画提案応募書類の提出

ア 提出書類

別添2「企画提案応募書類作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出する。

- ① 企画提案応募書・誓約書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 経費積算書（様式3又はこれに準ずるもの）
- ④ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）

イ 提出部数

正本1部（①～④まで一式）

副本7部（②、③のみ。 ※①、④は添付不要）

ウ 提出期限

令和5年7月14日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）

持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

オ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県議会事務局総務課予算・厚生グループ（愛知県議会議事堂内）

担当：斉藤、水永

電話：052-954-6746（ダイヤルイン）

カ その他

- ① 企画提案応募書類の提出は、1者1案とする。
- ② 企画提案応募書類に記載された実施体制（総括責任者、担当者等）は、受託後、原則変更できないものとする。
- ③ 応募資格を有さない者の提出書類又は不備のある提出書類は、受理しない。
- ④ 企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出期限後の提出書類の訂正、追加又は再提出は、認めない。
- ⑥ 県は選考に必要な範囲で提出資料の複製を作成することができるものとする。
- ⑦ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・選考の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 応募に関する質問

ア 受付期限

令和5年7月3日（月）正午まで

イ 提出方法

様式5「質問書」を記入し、＜gikai-somu@pref.aichi.lg.jp＞宛てに電子メールに添付して提出すること（メールの件名は「海外調査団（欧州）質問書」とすること）。

ウ 質問に対する回答方法

受け付けた質問及び回答は、令和5年7月5日（水）午後5時を目処に全資料請求者に対して電子メールにより通知する。

エ その他

受付期限経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は、受け付けない。

5 選考方法

(1) プレゼンテーション審査の実施

提出された企画提案応募書類について、形式審査を行った後、別に設置する選考委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。

日時 令和5年7月下旬 ※日時は、決まり次第応募者へ個別に連絡する。

場所 愛知県議会議事堂内（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）

(2) 選考基準

選考委員会において、別に定める審査基準に基づき、応募者の能力（実施体制、類似業務の実績等）及び提案内容（具体性、独自性、実行可能性等）等の各面から総合的に評価の上、最も優れた応募者を受託候補者として選考する。

(3) 結果通知

選考結果については、全ての応募者に対し、後日書面で通知する。

(4) その他

- ・選考結果は公表しない。
- ・選考委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

6 契約手続

選考された受託候補者と県において、委託内容及び経費等を協議・調整の上、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。なお、不調となった場合は、次点の者と協議・調整する。

7 スケジュール（予定）

令和5年6月15日（木）	企画提案募集開始
令和5年6月23日（金）午後3時	応募に関する資料の請求期限
令和5年6月27日（火）午前10時30分	説明会
令和5年7月3日（月）正午	応募に関する質問書の受付期限
令和5年7月5日（水）午後5時	質問に対する回答の通知
令和5年7月14日（金）午後5時	企画提案応募書類の提出期限
令和5年7月下旬	選考委員会（プレゼンテーション）による審査
令和5年7月下旬	受託者の決定、契約締結

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書

1 調査の概要

(1) 渡航日程等

日程：令和 5 年 10 月 29 日（日）から令和 5 年 11 月 5 日（日）まで

人数：計 16 名程度（議員 15 名程度＋職員 1 名）

※ 詳細日程案は、別紙のとおり。

(2) 調査概要

国名	調査テーマ	調査ポイント	調査先（例）
英国	スタートアップ	イノベーションの創出、産業の活性化、支援環境の整備	関係機関、施設 等
	現地最新事情	社会・経済情勢や、現地に進出している日本企業の状況など	在英国日本国大使館
	自由提案	県の重要課題に関連する調査	—
スペイン王国	魅力的な地域づくり	都市再生プロジェクト、観光推進、地域の活性化	関係機関、施設 等
	スマートシティ	都市や地域の機能やサービスの効率化・高度化、データプラットフォームの活用	関係機関、施設 等 （スマートサタンデールデモセンター 等）
	自由提案	県の重要課題に関連する調査	—

2 委託業務の内容

(1) 行程支援に関すること

ア 概要

英国、スペイン王国において、本県の重要課題に関連する海外の先進事例を調査するための行程支援を行う。

イ 業務内容

(ア) 現地移動手段の確保

- 全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関（鉄道を除く）による移動を除く）を手配すること。なお、事前に訪問先の位置、経路及び所要時間を確認すること。

- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。
バス：原則30席以上の大きさとする（荷物も含め渡航者及び添乗員など現地業務従事者が全員乗車可能であること）。

(イ) 現地ガイドの手配

- ・ 全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。
なお、当該ガイドは、訪問先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に知り、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。
- ・ 現地ガイドの対応言語は、以下のとおりとする。
英国：日本語及び英語とする。
スペイン王国：日本語及びスペイン語とする。
- ・ 手配が必要となる日程及び人数については、「(ア) 現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

(ウ) 通訳者の手配

- ・ 現地ガイドと別に、議員の調査先での通訳としてふさわしい能力（発言の意図をよく理解し、専門用語にも長けている等）を有する通訳者を手配すること。
通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とする。
- ・ 手配が必要となる日程、人数、対応言語については、**別紙**を参照すること。
- ・ なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

(エ) 添乗員の同行

- ・ 渡航の円滑な実施のため、十分な経験のある添乗員が全行程に同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホテル等における各種手続、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立替払い、緊急時の対応等を行うこと。
- ・ また、行事の際は、音声を録音（ただし、訪問先に受託者が入室できない場合は除く。）し、録音データ（CD-R等に保存）を提出すること。
- ・ 同行を要する行程については、**別紙**を参照すること。

(2) 調査先手配に関する事

- ・ 企画提案内容に従い調査先への訪問アポイントを取り、訪問に向けた各種連絡調整を行うこと。ただし、調査先の変更等について県が指示した場合はその指示によること。
- ・ 在英国日本国大使館については、県においてアポイント等を行うものとする。

(3) 通信機器等の手配に関する事

- ・ 渡航中に使用するタブレット、携帯電話、WiFi ルータを手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(4) イヤホンガイドの手配に関する事

- ・ 通訳者等の補助装置として、イヤホンガイド（受信機・送信機）を手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(5) その他行程支援に係る経費

- ・ 航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続など、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という）を実施すること。

なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航者が負担する。

- ・ また、出発日に利用する空港待合室を手配すること（20名程度を収容できること）。

3 実績報告書の提出

- (1) 委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、次により契約の期限内に提出すること。

- ・ 実績報告書：カラー印刷1部、電子データ（CD-R等に保存）

報告書は、業務状況が確認できるものとし、写真入りで作成すること。

- (2) 納品場所

愛知県議会事務局総務課

4 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (2) 受託者は、業務委託期間中は業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者との連絡調整を密に行うこと。また、委託者から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告することとし、委託者と受託者とで協議の上、処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。
- (4) 契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者とで協議し、契約変更を行う場合がある。その場合、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。

行程支援表

別紙

人数	計16名程度(議員15名程度+職員1名)
10/29(日)	移動日(日本→英国・ロンドン) ■バス1(0.5D) 【ロンドン泊】
10/30(月)	ロンドン行事 ■公式通訳1(日英1D) ■バス1(1D) 【ロンドン泊】
10/31(火)	ロンドン行事 ■公式通訳1(日英1D) ■バス1(1D) 【ロンドン泊】
11/1(水)	ロンドン行事 ■公式通訳1(日英0.5D) ■バス1(0.5D) ロンドン→ビルバオ移動(飛行機) ■バス1(0.5D) 【ビルバオ泊】
11/2(木)	ビルバオ行事 ■公式通訳1(日西1D) ■バス1(1D) 【ビルバオ泊】
11/3(金)	ビルバオ行事 ■公式通訳1(日西1D) ■バス1(1D) 【ビルバオ泊】
11/4(土)	ビルバオ行事 ■公式通訳1(日西0.5D) ■バス1(0.5D) 移動日(スペイン・ビルバオ→日本)
11/5(日)	移動日(スペイン・ビルバオ→日本)
その他 行程支援	■タブレット 1 ■携帯電話 1 ■WiFiルータ 1 ■イヤホンガイド 17程度(受信機16程度, 送信機1)

10/29～11/4のロンドン・ビルバオについては、順序・各都市の滞在時間が変更になる可能性あり

上記表の太字箇所が行程支援の内容。

数字は台数/人数。

()内数字は拘束時間(D=日数)。

企画提案応募書類作成要領

1 企画提案応募書・誓約書（様式1）

応募資格を全て満たすことを確認の上、様式2～4を添えて提出してください。

2 企画提案書（様式2）

(1) 事業の概要

「事業費」は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとし、「経費積算書（様式3又はこれに準ずるもの）」の合計金額・税込と一致させてください。

(2) 事業の内容

以下のアからエについて順番に記載した企画書を添付すること（ページ数は必要最小限とすること）。なお、企画書の用紙はA4判とし、やむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。

ア 英国及びスペイン王国調査における行程支援の内容

実施内容及び実施方法について、「別添1 仕様書」の「2 委託業務の内容」に沿って、具体的に記載してください。

【留意事項】

- ・「現地ガイド」、「通訳者」、「添乗員」については、実績も含めて記載すること。
- ・確実に実施できる内容を可能な限り具体的に記載すること。
- ・契約後でなければ確定できない部分については、提出時の状況を記載するとともに、実現できない場合の代替措置を記載すること。

イ 業務実施体制

本業務を実施するための組織体制（組織概要、現地との連絡体制、緊急時のフォロー体制等）について記載してください。

ウ 業務実施スケジュール

契約締結後から委託業務完了まで、応募者が想定する作業スケジュールを記載してください。

エ 行程・調査先の提案（様式2-2）

下記に留意の上、記載例を参考に作成してください。

- ・調査先は、「別添1 仕様書」の「1（2）調査概要」を踏まえて提案すること。
- ・調査先の事業概要及び調査ポイント（県の重要課題との関連等）を可能な限り詳細に記載すること。
- ・アポイントの実現可能性が高い調査先を提案すること。ただし、アポイントの可能性は未知数であるものの、実現できる場合、行程に組み込むべきと考える調査先については、実現できない場合の代替案とともに記載すること。
- ・調査テーマである「スタートアップ」、「魅力的な地域づくり」、「スマートシティ」に係る調査先は、必ず提案すること。
- ・在英国日本国大使館については、県がアポイントを行う。
- ・移動日（現地での移動日を含む）を除き、原則として、午前、午後に各1か所以上の調査先を提案すること。

(3) その他

「応募者の概要」「総括責任者の経歴」「キャンセル料に関すること」「類似業務の受託実績」については、記載内容が網羅されていれば、様式は問いません。

3 経費積算書（様式3又はこれに準ずるもの）

以下のアからオに留意の上、作成してください。

- ア 積算項目は、「別添1 仕様書」の「2 委託業務の内容」を参照し、数量等は応募者の企画提案書の内容に沿って算定すること。
- イ 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。
- ウ 消費税等に係る課税事業者においては、金額は取引に係る消費税等を含めた額とすること（税率は10%として計算すること）。
- エ 消費税等の算定に当たっては、各項目について課税・不課税（国外取引）について、明示の上、算定すること。なお、消費税等に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- オ 消費税等を含んだ合計金額は、「企画提案書（様式2）」の「1（3）事業費」と一致させること。

4 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）

裏面の記入要領に従い、該当する項目にチェックを記入の上、申告内容を証明する書類の写しを添付してください。

企画提案応募書・誓約書

令和5年 月 日

愛知県議会事務局長 殿

(応募者)

住 所

名 称

代表者職・氏名

令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務について、応募要領及び仕様書に記載された事項を全て承知のうえで、別添のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、応募にあたり、下記のとおり応募資格を全て満たすことを誓約します。

記

<誓約事項>

項 目	チェック
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	はい・いいえ
企画提案応募書類の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。	はい・いいえ
「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。	はい・いいえ
国税及び地方税を滞納していないこと。	はい・いいえ
愛知県の「令和4・5年度入札参加資格者名簿」において、大分類「03.役務の提供等」中分類「13.旅客業」小分類「01.旅行」に登録されていること。	はい・いいえ
愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。	はい・いいえ
過去10年間(平成25年4月1日から企画提案応募書類を提出する前日まで)に、外国における類似業務の実績があること。	はい・いいえ
英国及びスペイン王国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。	はい・いいえ

<担当者連絡先>

所属(部署名)	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

企画提案書

応募者名 (名称)

1 事業の概要

(1) 委託業務名

令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務

(2) 事業期間

契約締結日から令和5年11月30日(水)まで

(3) 事業費

金 円

詳細は経費積算書(様式3又はこれに準ずるもの)のとおり

2 事業の内容

別添のとおり

3 応募者の概要 ※「別添のとおり」としても構いません。

事業者名	
代表者職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
主な事業内容	

4 総括責任者の経歴 ※「別添のとおり」としても構いません。

総括責任者の氏名、資格、経歴、実績を詳細にご記載ください。

5 キャンセル料に関する事 ※「別添のとおり」としても構いません。

新型コロナウイルス等の影響により、本渡航が中止となった場合のキャンセル料の算出方法等について記載ください。

6 類似業務の受託実績(過去10年以内、最大3件) ※「別添のとおり」としても構いません。

業務名	業務概要	発注者	契約期間
※上記実績のうち、特にアピールしたい点があれば以下に簡潔に記載すること。			

行程・調査先の提案

月日	調査都市	発着時間	交通機関	調査先	事業概要	調査ポイント(県の重要課題との関連等)
10月29日 (日)						
10月30日 (月)						
10月31日 (火)						
11月1日 (水)						
11月2日 (木)						
11月3日 (金)						
11月4日 (土)						
11月5日 (日)						

行程・調査先の提案

月日	調査都市	発着時間	交通機関	調査先	事業概要	調査ポイント(県の重要課題との関連等)
10月29日 (日)	名古屋発	〇:〇〇	航空機			
	〇〇〇〇着	〇:〇〇	航空機 専用車	(〇〇〇〇泊)		
10月30日 (月)	〇〇〇〇	午前	専用車	〇〇〇〇(施設名等)		
	〇〇〇〇	午後	専用車	〇〇〇〇(施設名等) (〇〇〇〇泊)		
10月31日 (火)	〇〇〇〇	午前	専用車	〇〇〇〇(施設名等)		
	〇〇〇〇	午後	専用車	〇〇〇〇(施設名等) (〇〇〇〇泊)		
11月1日 (水)	〇〇〇〇発	〇:〇〇	専用車 航空機	〇〇〇〇(施設名等)		
	〇〇〇〇着	〇:〇〇	航空機 専用車	(〇〇〇〇泊)		
11月2日 (木)	〇〇〇〇発	午前	専用車	〇〇〇〇(施設名等)		
	〇〇〇〇着	午後	専用車	〇〇〇〇(施設名等)		
11月3日 (金)	〇〇〇〇発	午前	専用車	〇〇〇〇(施設名等)		
	〇〇〇〇着	午後	専用車	〇〇〇〇(施設名等) (〇〇〇〇泊)		
11月4日 (土)	〇〇〇〇	午前	専用車	〇〇〇〇(施設名等)		
	〇〇〇〇	〇:〇〇	航空機 専用車	(機中泊)		
11月5日 (日)	〇〇〇〇発	〇:〇〇	航空機			
	名古屋着	〇:〇〇	航空機			

経費積算書

(様式3)

項目	数量	単価(税抜)	合計(税抜)	課税対象
1 行程支援に係る経費	小計①～④		0	-
① 現地移動手段に係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
② 現地ガイドに係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
③ 通訳者に係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
④ 添乗員に係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
			0	
2 調査先手配に係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
3 通信機器に係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
4 イキホンガイドに係る経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
5 その他経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	
6 備経費	小計		0	-
(内訳)			0	
			0	
			0	

※必要に応じて行を追加等してください。

税抜計 (A)	0
うち課税対象計 (B)	0
消費税額 (C=B*10%)	0
合計金額・税込 (A+C)	0

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者)住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類 (写)
環境マネジメントシステムの導入	☐ ISO14001の認証 ☐ エコアクション21の認証 ☐ KESの認証 ☐ エコステージの認証		☐ 登録証 ☐ 登録・承認証 ☐ 登録証 ☐ 認証書
自動車エコ事業所の認定	☐ 自動車エコ事業所の認定		☐ 認定証
障害者法定雇用率の達成	☐ 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上) → ☐ 障害者法定雇用率を達成 → ☐ 障害者法定雇用率を未達成 ☐ 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人未満)		☐ 障害者雇用状況報告書 ☐ なし ☐ なし
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	☐ 協力雇用主の登録		☐ 証明書
	☐ 保護観察対象者等の雇用		☐ 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	☐ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績 (当該年度又は前年度)		☐ 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進	☐ あいち女性輝きカンパニーの認証		☐ 認証書
	☐ 女性の活躍促進宣言の提出		☐ 受理書 (※)
	☐ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		☐ 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	☐ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		☐ 登録証
	☐ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同		☐ 賛同書
	☐ くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定		☐ 基準適合一般事業主認定通知書等
エコモビリティライフの推進	☐ あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入		☐ 加入証明書
	☐ エコ通勤優良事業所の認証		☐ 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	☐ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録		☐ 登録証
	☐ 活動報告書の提出		☐ 報告書
健康づくりの推進	☐ 愛知県健康経営推進企業の登録		☐ 証明書

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

提出先メールアドレス：gikai-somu@pref.aichi.lg.jp
※ 件名は、「海外調査団（欧州）質問書」としてください。

質 問 書

令和5年 月 日

愛知県議会事務局総務課 宛て

事業者名：

部署名：

担当者職・氏名：

電話番号：

メールアドレス：

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務について、質問事項がありますので提出します。

質問項目	(応募要領・仕様書等の該当項目)
内 容	

受付年月日	
承認年月日	

令和5年6月 日

庁内管理責任者
財産管理課長 殿

申請者 議会事務局総務課長

ポスター等の掲示許可申請書

愛知県庁内管理規則第11条の規定により次のとおり許可を受けたいので申請します。

記

- 1 場 所 議事堂1階 議会事務局入口前
- 2 期 間 令和5年6月15日から
令和5年6月23日まで 9日間
- 3 掲示物等の目的 企画提案募集の公告のため
- 4 物件の種類及び数量 別添のとおり（A4：4枚）
- 5 掲示物の内容 別添のとおり
- 6 その他

備考 申請書は、実施日の2週間前から受付けます。但し、3日前までに提出してください。

（連絡先：課室名 議会事務局総務課 内線 4508 担当者名 水永）

契 約 書

01000
2023.08.10
2023.08.10

1 業 務 名

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務

2 業務内容

別添「令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書」のとおり

3 契約金額

金6,194,016円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金38,826円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、課税対象金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

5 契約保証金

免除

6 その他特約事項

別記1「個人情報取扱事務委託基準」

別記2「情報セキュリティに関する特約条項」

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社JTB（以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 8月10日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県議会事務局長 柳澤 康行



乙 名古屋市中村区平池町4丁目60番12号

株式会社JTB名古屋事業部

事業部長 小島 健



(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第4条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第5条 甲は、乙の履行が完了したときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第6条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があつたとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

5 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項の規定による議員の派遣に係る愛知県議会の議決を条件とし、議決されない場合には、甲はこの契約を解除することができる。

（談合その他不正行為に係る解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。
(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第10条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

する。
かに
でに
1号
為が、
会告
限り

たと
なら

の規

であ

の額

を連
者で

でき

ては
の役
営業
る法
力団
定す
とし
ると

又は

が経
る

きし
する

係

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第13条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第14条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第15条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資

料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査(甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書

1 調査の概要

(1) 渡航日程等

日程：令和5年10月29日から令和5年11月5日まで

人数：計15名（議員14名＋職員1名）

※ 詳細日程案は、**別紙**のとおり。

(2) 調査概要

国名	調査テーマ	調査ポイント
英国	現地最新事情	社会・経済情勢など
	スタートアップ支援の推進	スタートアップの創出・育成・展開への支援環境や、スタートアップエコシステムの形成に向けた取組
スペイン王国	魅力的な地域づくり	都市再生プロジェクト、観光推進、地域活性化の取組
	スマートシティの推進	社会課題をデジタル変革によって解決するスマートシティの取組

2 委託業務の内容

(1) 行程支援に関すること

ア 概要

英国、スペイン王国において、本県の重要課題に関連する海外の先進事例を調査するための行程支援を行う。

イ 業務内容

(ア) 現地移動手段の確保

- 全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関（鉄道を除く）による移動を除く）を手配すること。なお、事前に訪問先の位置、経路及び所要時間を確認すること。
- 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則30席以上の大きさとし、荷物も含め渡航者及び添乗員など現地業務従事者が全員乗車可能であること。

(イ) 現地ガイドの手配

- 全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。
- なお、当該ガイドは、訪問先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了解し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの

経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。

- ・ 現地ガイドの対応言語は、以下のとおりとする。

英国：日本語及び英語とする。

スペイン王国：日本語及びスペイン語とする。

- ・ 手配が必要となる日程及び人数については、「(ア) 現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

(ウ) 通訳者の手配

- ・ 現地ガイドと別に、議員の調査先での通訳としてふさわしい能力（発言の意図をよく理解し、専門用語にも長けている等）を有する通訳者を手配すること。通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とする。

- ・ 手配が必要となる日程、人数、対応言語については、**別紙**を参照すること。

- ・ なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

(エ) 添乗員の同行

- ・ 渡航の円滑な実施のため、十分な経験のある添乗員が全行程に同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホテル等における各種手続、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立替払い、緊急時の対応等を行うこと。

- ・ また、行事の際は、音声を録音（ただし、訪問先に受託者が入室できない場合は除く。）し、録音データ（CD-R 等に保存）を提出すること。

- ・ 同行を要する行程については、**別紙**を参照すること。

(2) 調査先手配に関する事

- ・ 企画提案内容に従い調査先への訪問アポイントを取り、訪問に向けた各種連絡調整を行うこと。ただし、調査先の変更等について県が指示した場合はその指示によること。

- ・ 在英国日本国大使館及びジェトロ・ロンドン事務所については、県においてアポイント等を行うものとする。

(3) 通信機器等の手配に関する事

- ・ 渡航中に使用する携帯電話、WiFi ルータを手配すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(4) イヤホンガイドの手配に関する事

- ・ 通訳者等の補助装置として、イヤホンガイド（受信機・送信機）を手配すること。

- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(5) その他行程支援に係る経費

- ・ 航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続など、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という）を実施すること。

なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航者が負担する。

- ・ 品川駅－羽田空港 間の往復移動に利用する借上バスを手配すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則３０席以上の大きさにすること（荷物も含め議員、職員及び添乗員が全員乗車可能であること）。

3 実績報告書の提出

（１）委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、次により契約の期限内に提出すること。

- ・ 実績報告書：カラー印刷１部、電子データ（CD-R等に保存）
報告書は、業務状況が確認できるものとし、写真入りで作成すること。

（２）納品場所

愛知県議会事務局総務課

4 その他

（１）受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。

（２）受託者は、業務委託期間中は業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者との連絡調整を密に行うこと。また、委託者から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

（３）本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告することとし、委託者と受託者とで協議の上、処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。

（４）契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者とで協議し、契約変更を行う場合がある。その場合、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。

行程支援表

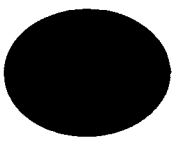
別 紙

人数	計 15 名 (議員 14 名 + 職員 1 名)
10/29 (日)	移動日 (日本→英国・ロンドン) ■バス 1 (0.5D) 【ロンドン泊】
10/30 (月)	ロンドン行事 ■公式通訳 1 (日英0.5D) ■バス 1 (1D) 【ロンドン泊】
10/31 (火)	ロンドン行事 ■公式通訳 1 (日英0.5D) ■バス 1 (1D) 【ロンドン泊】
11/1 (水)	ロンドン行事 ■バス 1 (0.5D) ロンドン→ビルバオ移動 (飛行機) ■バス 1 (0.5D) 【ビルバオ泊】
11/2 (木)	ビルバオ行事 ■公式通訳 1 (日西 1D) ■バス 1 (1D) 【ビルバオ泊】
11/3 (金)	ビルバオ行事 ■公式通訳 1 (日西 1D) ■バス 1 (1D) 【ビルバオ泊】
11/4 (土)	ビルバオ行事 ■バス 1 (0.5D) 移動日 (スペイン・ビルバオ→日本)
11/5 (日)	移動日 (スペイン・ビルバオ→日本)
その他 行程支援	■携帯電話 1 ■WiFiルータ 1 ■イヤホンガイド 16 (受信機15, 送信機1)

上記表の太字箇所が行程支援の内容。

数字は台数/人数。

() 内数字は拘束時間 (D=日数)。



変更契約書

0002

愛知県（以下「甲」という。）と株式会社JTB（以下「乙」という。）との間において令和5年8月10日付けで締結した「令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務契約書」（以下「原契約」という。）を次のとおり変更する。

- 1 原契約2中「令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書」を別添「令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書（変更後）」に改める。
- 2 原契約3中契約金額「金6,194,016円」を「金6,252,516円」に変更する。
- 3 本変更契約に定める以外は、原契約のすべての条項が適用されるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を原契約とともに保管する。

令和5年 11月 8日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県議会事務局長 柳澤 康行

乙 名古屋市中村区平池町4丁目60番12号

株式会社JTB名古屋事業部

事業部長 小島 健

令和５年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務仕様書 （変更後）

1 調査の概要

（１）渡航日程等

日程：令和５年１０月２９日から令和５年１１月５日まで

人数：計１５名（議員１４名＋職員１名）

※ 詳細日程案は、別紙のとおり。

（２）調査概要

国名	調査テーマ	調査ポイント
英国	現地最新事情	社会・経済情勢など
	スタートアップ支援の推進	スタートアップの創出・育成・展開への支援環境や、スタートアップエコシステムの形成に向けた取組
スペイン王国	魅力的な地域づくり	都市再生プロジェクト、観光推進、地域活性化の取組
	スマートシティの推進	社会課題をデジタル変革によって解決するスマートシティの取組

2 委託業務の内容

（１）行程支援に関すること

ア 概要

英国、スペイン王国において、本県の重要課題に関連する海外の先進事例を調査するための行程支援を行う。

イ 業務内容

（ア）現地移動手段の確保

- ・ 全行程に係る現地移動手段（航空機、現地公共交通機関（鉄道を除く）による移動を除く）を手配すること。なお、事前に訪問先の位置、経路及び所要時間を確認すること。
- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、別紙を参照すること。車種についての要件は以下のとおりとする。

バス：原則３０席以上の大きさとし、（荷物も含め渡航者及び添乗員など現地業務従事者が全員乗車可能であること）。

（イ）現地ガイドの手配

- ・ 全行程に係る現地移動手段を支援する現地ガイドを手配し、同行させること。
- なお、当該ガイドは、訪問先の連絡担当者（窓口）の電話番号等を事前に了解し、先方と事前に連絡を取った上、建物敷地内のどこへ停車するのか、どの

経路が最速かなど、随行者及び当日使用する車の運転手等に把握させ、事前に経路を確認すること。

- ・ 現地ガイドの対応言語は、以下のとおりとする。

英国：日本語及び英語とする。

スペイン王国：日本語及びスペイン語とする。

- ・ 手配が必要となる日程及び人数については、「(ア) 現地移動手段の確保」で規定した車両日程及び台数と同様とする。

(ウ) 通訳者の手配

- ・ 現地ガイドと別に、議員の調査先での通訳としてふさわしい能力（発言の意図をよく理解し、専門用語にも長けている等）を有する通訳者を手配すること。（2）納品場所通訳のクラスについては、全行程において国際公式行事に対応可能な者とする

- ・ 手配が必要となる日程、人数、対応言語については、**別紙**を参照すること。

- ・ なお、県が通訳者を指定した場合は、当該通訳者を配置することとする。

(エ) 添乗員の同行

- ・ 渡航の円滑な実施のため、十分な経験のある添乗員が全行程に同行し、行程管理、渡航者の安全確保、ガイド、空港・ホテル等における各種手続、必要経費の支払い、食事・休憩場所の手配、食事費用等の立替払い、緊急時の対応等を行うこと。

- ・ また、行事の際は、音声を録音（ただし、訪問先に受託者が入室できない場合は除く。）し、録音データ（CD-R等に保存）を提出すること。

- ・ 同行を要する行程については、**別紙**を参照すること。

(2) 調査先手配に関する事

- ・ 企画提案内容に従い調査先への訪問アポイントを取り、訪問に向けた各種連絡調整を行うこと。ただし、調査先の変更等について県が指示した場合はその指示によること。

- ・ 在英国日本国大使館及びジェトロ・ロンドン事務所については、県においてアポイント等を行うものとする。

- ・ ハッチ・エンタープライズの施設使用料を支払うこと。

(3) 通信機器等の手配に関する事

- ・ 渡航中に使用する携帯電話、WiFi ルータを手配すること。

- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(4) イヤホンガイドの手配に関する事

- ・ 通訳者等の補助装置として、イヤホンガイド（受信機・送信機）を手配すること。

- ・ 手配が必要となる日程及び台数については、**別紙**を参照すること。

(5) その他行程支援に係る経費

- ・ 航空券の手配、宿泊場所の手配、食事場所の確保、現地公共交通機関の利用、入国手続など、渡航に関して必要となるその他の支援（以下、「航空券の手配等」という）を実施すること。

なお、航空券の手配等につき必要となる実費（航空券費用、宿泊費用、食事費用、現地公共交通機関運賃、入国ビザ等）については、渡航者が負担する。

- ・ 品川駅ー羽田空港 間の往復移動に利用する借上バスを手配すること。車種につ

いての要

バス：

が全員乗

3 実績報告書

(1) 委託業務

契約の期限

・ 実績報

報告書

(2) 納品場所

愛知県議

こと。

4 その他

(1) 受託者に

(契約終了

(2) 受託者に

き、委託者

て報告を

(3) 本仕様書

受託者は

する。ま

双方が合

(4) 契約締結

約変更を

一括して

す、事前に いての要件は以下のとおりとする。

バス：原則３０席以上の大きさにすること（荷物も含め議員、職員及び添乗員が全員乗車可能であること）。

3 実績報告書の提出

の確保」で（１）委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、次により契約の期限内に提出すること。

- ・ 実績報告書：カラー印刷１部、電子データ（CD-R等に保存）

（発言の意 報告書は、業務状況が確認できるものとし、写真入りで作成すること。

すること。（２）納品場所

よ者とする 愛知県議会事務局総務課

4 その他

とする。（１）受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。

し、行程（２）受託者は、業務委託期間中は業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者との連絡調整を密に行うこと。また、委託者から業務の進捗状況について必要経費 報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

対応等を行 ない場合（３）本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告することとし、委託者と受託者との協議の上、処理する。また、本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議し、双方が合意した場合に、これを変更するものとする。

に各種連絡 指示（４）契約締結後、業務内容等に変更が生じた場合は、委託者と受託者との協議し、契約変更を行う場合がある。その場合、渡航行程完了後から契約終了日までの期間で一括して契約変更をできることとする。

においてア

配するこ

利用、入
配等」と

、食事費
る。
車種につ

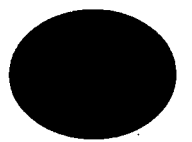
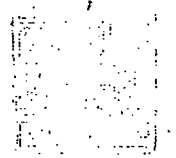
行程支援表

人数	計 15 名 (議員 14 名 + 職員 1 名)
10/29 (日)	移動日 (日本→英国・ロンドン) ■バス 1 (0.5D) 【ロンドン泊】
10/30 (月)	ロンドン行事 ■公式通訳 1 (日英0.5D) ■バス 1 (1D) 【ロンドン泊】
10/31 (火)	ロンドン行事 ■公式通訳 1 (日英0.5D) ■バス 1 (1D) 【ロンドン泊】
11/1 (水)	ロンドン行事 ■バス 1 (0.5D) ロンドン→ビルバオ移動 (飛行機) ■バス 1 (0.5D) 【ビルバオ泊】
11/2 (木)	ビルバオ行事 ■公式通訳 1 (日西 1D) ■バス 1 (1D) 【ビルバオ泊】
11/3 (金)	ビルバオ行事 ■公式通訳 1 (日西 1D) ■バス 1 (1D) 【ビルバオ泊】
11/4 (土)	ビルバオ行事 ■バス 1 (0.5D) 移動日 (スペイン・ビルバオ→日本)
11/5 (日)	移動日 (スペイン・ビルバオ→日本)
その他 行程支援	■携帯電話 1 ■WiFiルータ 1 ■イヤホンガイド 16 (受信機15, 送信機1)

上記表の太字箇所が行程支援の内容。

数字は台数/人数。

() 内数字は拘束時間 (D=日数)。



支払希望日 令和 6年 1月15日

支出金調書

執行機関

会計機関

20100 議会事務局総務課

年度 令和 5年度

システム区分 通常

予算種別 通常

決議番号 0073101-00

支出負担行為 令和 5年 8月10日

支出命令 令和 5年12月26日

支払希望 令和 6年 1月15日

支出命令確認 令和 6年 1月15日

支払日 令和 6年 1月15日

00001-020-12-000-211

会計 01 一般会計

款 01 議会費

項 01 議会費

目 001 議会費

事業 020 運営費

節 12 委託料

細節 20100

所属課 議会事務局総務課

金額

6,252,516 円

控除金額

円

差引金額

円

受取人 0525512413

〒453-0872

愛知県名古屋市中村区平池町4丁目

60-12

グローバルゲート6階

株式会社JTB 名古屋事業部

支払内容 委託金

支払方法 口座振替

整理番号

摘要 令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務

支出負担行為残額

0 円

請求書受理

令和 5年12月18日

JZD40501001

JZDA03F

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

決裁番号	05-00445458	業務名	支出命令＜登録＞
件名	0073101 令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務		
起案担当	議会事務局 議会事務局総務課 水永 英昭	決裁方法	紙
起案日	R05/12/26	決裁予定日	R05/12/26
審査担当	会計局 会計局管理課 会計課	審査担当決裁方法	紙
取扱上の注意			
決裁完了日		審査完了日	

支出命令額合計	6,252,516
支払予定年月日	R06/01/15
支払日	
付箋指定日	
支払期日コメント	
緊急払表示	

[illegible]

支 払 希 望 日 令 和 6 年 1 月 29 日

藤

藤 澤 祐 佐

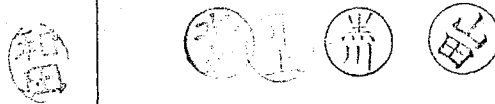
支 出 金 調 書

担当課長

執行
機 関



会 計
機 関



20100 議会事務局総務課

年 度 令和 5 年度

システム区分 精算

予算種別 通常

決議番号 0099001-001

支出負担行為

令和 6 年 1 月 17 日

支出命令

令和 6 年 1 月 17 日

支払希望

令和 6 年 1 月 29 日

支出命令確定

令和 6 年 1 月 24 日

支払日

令和 6 年 1 月 29 日

00001-801-08-000-214

会 計 01 一般会計

款 01 議会費

項 01 議会費

目 001 議会費

事業 801 総務事務センター処理経費

節 08 旅費

細 節

所属課 20100

議会事務局総務課

金 額

340 円

控 除 金 額

円

差 引 金 額

円

受 取 人

別紙のとおり

支 払 内 容 旅費

支 払 方 法

整 理 番 号

摘

要

海外調査団(欧州)職員精算旅費(自宅~集合地間)

予 算 残 額

49,855,512 円

請求書受理

年 月 日

JZDZA01X140

JZDA38F

Abstract

決裁番号	05-00482020	業務名	一括即支出(科目)＜随時＞	
件名	0099001_自動実行即支出(科目)_旅費			
起案担当	議会事務局 議会事務局総務課 山田 亘輝		決裁方法	紙
起案日	R06/01/17	決裁予定日	R06/01/17	
審査担当	会計局 会計局管理課 会計課		審査担当決裁方法	紙
取扱上の注意				
決裁完了日		審査完了日		

支出命令額合計	340
支払予定年月日	R06/01/29
支払日	
付箋指定日	
支払期日コメント	
緊急払表示	

[illegible]

科目内訳書番号：20240100001

年度	令和05年度	予算種別	通常	会計	01	款	01
執行機関	20100	議会事務局総務課					
所属(財務)	20100	議会事務局総務課					
所属	AP000	議会事務局					

Page 1/1

旅 費 請 求 書

請求書番号 : AP00023200395

令和6年01月04日

愛知県議会事務局長 殿
次のとおり旅費を請求します。

請求者の所属・氏名	旅行者の所属・氏名	旅費額計
議会事務局 [REDACTED] 中野 善隆	議会事務局 [REDACTED] 中野 善隆	340

旅行期間	供給調整区間	依頼元
令和5年度 令和5年10月29日～令和5年11月05日（6泊8日）	[REDACTED] - 金山（愛知） 金山（愛知） - [REDACTED]	

用 務 先	経 路	詳 細
出発地：自宅（[REDACTED]）		
用務先：（名古屋市中村区） 名古屋駅	[REDACTED]＜東海道本線（東海）＞金山（愛知）＜東海道本線（東海）＞名古屋	6泊
帰着地：自宅（[REDACTED]）	名古屋＜東海道本線（東海）＞金山（愛知）＜東海道本線（東海）＞[REDACTED]	

鉄道賃	船賃	航空賃	バス等	タクシー	自家用車	有料道路 駐車場	宿泊料	食卓料	旅行雑費	その他
340	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
						加算	減額		別途支給	旅費額
						0	0		0	340

備考

【その他支給情報】：名古屋駅～各用務先～名古屋駅は概算旅費にて支給済み。

AP00000105 23106000000

i 23 01 01 01 01 001001 01 214 AP00023200177

注意事項		公印使用承認	施行日等
起案日	令和 5年 7月20日	3 ハ ル ノ ミ ナ リ	令和 5年 7月21日
供覧日			
文書番号	5局総第173号		
決裁種別	電子・紙併用		
施行方法	郵送	施行文書確認済 ☐	システム入力済 ☐
備考		起案者氏名 水永 英昭 課（地方機関） 総務課（議） グループ（課） 予算・厚生G	
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務受託者選考委員会の結果について			
			文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	
岡田 濃	和田 徹	斉藤 一	
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係
伺い文 令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務受託者選考委員会を令和5年7月20日（木）に開催した結果、株式会社JTB名古屋事業部が受託候補者に選定されました。 つきましては、案の1のとおり受託候補者（株式会社JTB名古屋事業部）あて、案の2により [REDACTED] [REDACTED] あて通知してよろしいか。			

注意事項			公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 7月20日 /					
供覧日						
文書番号	5局総第173号 /					
決裁種別	電子・紙併用					
施行方法	郵送		施行文書確認済 ☐		システム入力済 ☐	
備考			起案者氏名: 水永 英昭 課(地方機関) 総務課(議) ✓ グループ(課) 予算・厚生G			
題名 令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務受託者選考委員会の結果について						文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐				
✓	✓	✓				
保存期間	3年	標準ファイル名	海外調査団関係			
伺い文						
令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務受託者選考委員会を令和5年7月20日(木)に開催した結果、株式会社JTB名古屋事業部が受託候補者に選定されました。 つきましては、案の1のとおり受託候補者(株式会社JTB名古屋事業部)あて、案の2により 〃あて通知してよろしいか。						

(案の1)

5局総第173号

令和5年7月 日

株式会社JTB名古屋事業部
事業部長 小島 健治 様

愛知県議会事務局長

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務
プレゼンテーション審査の結果について（通知）

このたびは、令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務のプレゼンテーション審査にご参加いただき、誠にありがとうございました。

選考委員会における審査の結果、貴社を受託候補者に決定いたしました。

つきましては、契約締結に向けての協議を進めてまいりますので、ご協力くださるようお願いいたします。

担 当 総務課予算・厚生グループ（水永）

電 話 052-954-6746

メール gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

(案の2)

5局総第173号

令和5年7月 日

様

様

愛知県議会事務局長 /

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務
プレゼンテーション審査の結果について（通知）

このたびは、令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る行程支援業務のプレゼンテーション審査にご参加いただき、誠にありがとうございました。

選考委員会における審査の結果、貴社の企画提案は採択されませんでした。

ご提案にあたりまして、多大なるご尽力を賜りましたことを厚くお礼申し上げますとともに、今後とも本議会の各種事業推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

担 当 総務課予算・厚生グループ（水永）

電 話 052-954-6746

メール gikai-somu@pref.aichi.lg.jp

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）プレゼンテーション審査集計表

[illegible]

「令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務」受託者選考委員会 企画提案審査表

委員氏名:

区 分		株式会社 J T B								
	評 価 項 目	評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
①	行程支援									
②	調査先提案									
③	実施体制									
④	その他支援									
⑤	金 額									
社会的取組（重点評価項目）（※1）										
順 位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)
(※2)
(※3)
(※4)

区 分		株式会社 J T B								
評 価 項 目		評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
①	行程支援									
②	調査先提案									
③	実施体制									
④	その他支援									
⑤	金 額									
社会的取組(重点評価項目)(※1)										
順 位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)

(※2)

(※3)

(※4)

区 分		株式会社 J T B								
評 価 項 目		評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
①	行程支援									
②	調査先提案									
③	実施体制									
④	その他支援									
⑤	金 額									
社会的取組 (重点評価項目) (※1)										
順 位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)

(※2)

(※3)

(※4)

区 分		株式会社 J T B								
評 価 項 目		評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
①	行程支援									
②	調査先提案									
③	実施体制									
④	その他支援									
⑤	金 額									
社会的取組(重点評価項目)(※1)										
順 位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)
(※2)
(※3)
(※4)

区 分		株式会社 J T B								
評 価 項 目		評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
①	行程支援									
②	調査先提案									
③	実施体制									
④	その他支援									
⑤	金 額									
社会的取組（重点評価項目）（※1）										
順 位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)
(※2)
(※3)
(※4)

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）

第1回団員会議 次第

日時 令和5年7月6日（木）

概ね午後4時

場所 会議室5（議事堂4階）

1 開 会

2 議 題

- （1）調査団正副団長の選出について
- （2）調査の実施方法について
- （3）調査団の行程支援業務に係る受託者の選考について
- （4）今後のスケジュールについて
- （5）その他

3 閉 会

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（欧州） 団員名簿

団 長

副団長

氏 名	生年月日	所属会派	期数	住 所	電 話
なかの はるみ 中 野 治 美	S30. 6. 14	自由民主党	6 期	津島市下新田町 2 丁目 86 番地	(0567) 28-3445
さかた けんじ 坂 田 憲 治	S29. 9. 14	自由民主党	5 期	豊明市前後町鎌ヶ須 1806 番地 7	(0562) 95-5788
いしづか あ ぼ ろ 石 塚 吾 歩 路	S44. 7. 28	自由民主党	4 期	あま市富塚長堀 53- 1	(052) 445-1921
なかね よしたか 中 根 義 高	S47. 6. 29	自由民主党	4 期	岡崎市大門 5 丁目 13 番地 12	(0564) 65-6060
まさき 政 木 り か	S37. 11. 28	自由民主党	3 期	東区大幸 2-4-25-B	(052) 725-3037
すぎうら まさかず 杉 浦 正 和	S50. 9. 15	自由民主党	2 期	豊橋市東細谷町字旭島 45 番地	(0532) 66-0761
なかむら たつひこ 中 村 竜 彦	S54. 6. 27	自由民主党	2 期	豊橋市曙町若松 100- 2 番地	(0532) 48-6601
みやじま けんじ 宮 島 謙 治	S49. 12. 28	自由民主党	1 期	知多市新知東町 3 丁目 19 番地の 24	(0562) 54-2888
ながえ まさなり 長 江 正 成	S34. 10. 22	あいち民主	5 期	瀬戸市熊野町 83- 8	(0561) 21-7861
ふくた よしお 福 田 喜 夫	S31. 3. 10	あいち民主	3 期	愛知郡東郷町白鳥二丁目 4 番地 7	(0561) 39-4407
やすい しんじ 安 井 伸 治	S39. 6. 16	あいち民主	3 期	港区当知町字堤外 653 番地	(052) 381-1399
えはら しろう 江 原 史 朗	S56. 10. 6	あいち民主	1 期	南区駈上一丁目 5 番 31 号 MIYABIROU 30A 号	(052) 602-4077
かとう たかし 加 藤 貴 志	S49. 1. 29	公 明 党	2 期	豊田市和会町荒古 13- 1	(070) 2266-9661
しばた たかのぶ 柴 田 高 伸	S44. 1. 15	無 所 属	5 期	知立市内幸町平田 53- 1	(0566) 85-0824

(計 14 名)

(随員) なかの よしたか
中野 善隆

令和 5 年度海外重要課題調査（欧州）の実施方法について

○ 実施方法

- 1 調査期間は、令和 5 年 10 月 29 日（日）から 11 月 5 日（日）までの 8 日間とする。
- 2 調査項目及び調査候補地は、概ね別紙のとおりとし、具体的には旅行社による企画提案競争を実施し、団員等で組織する選考委員会において決定する。
- 3 調査先間の移動に航空機を利用する場合は、エコノミークラスを原則とする。
- 4 調査団へ、事務局職員を 1 名随行させる。
- 5 調査団員が作成した調査報告書は、県政記者クラブ等に配付するとともに、議会ホームページに掲載する。

<参考>日程案

	日付	発着地	時間	調査先など
1	10/29 (日)	名古屋発 ロンドン着		移動日 【ロンドン泊】
2	10/30 (月)		午前 午後	調査 1 日目 【 " 泊】
3	10/31 (火)		午前 午後	調査 2 日目 【 " 泊】
4	11/1 (水)	ロンドン発 ビルバオ着		移動日 【ビルバオ泊】
5	11/2 (木)		午前 午後	調査 3 日目 【 " 泊】
6	11/3 (金)		午前 午後	調査 4 日目 【 " 泊】
7	11/4 (土)	ビルバオ発		移動日 【機中泊】
8	11/5 (日)	名古屋着		移動日

調査団の行程支援業務に係る受託者の選考について

資料 3

「令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州)に係る行程支援業務」受託者選考委員会 企画提案審査表【記入例】 委員氏名: ○ ○ ○ ○

項 目		○○○○○○○○			△△△△△△△			□□□□□□□		
具 体 的 内 容		評価	比重	得点	評価	比重	得点	評価	比重	得点
① 行程支援										
② 調査先提案										
③ 実施体制										
④ その他支援										
⑤ 金 額										
社会的取組(重点評価項目)(※1)										
順位		合計点の高い順に順位付けを行う。 同点の場合は、委員の判断により順位付けを行う。								

(※1)
(※2)
(※3)
(※4)

令和5年度海外重要課題調査候補地（欧州）

調査先：欧州（英国、スペイン王国）

調査テーマ：スタートアップ、魅力的な地域づくり、スマートシティ等

調査項目、調査候補地及び調査目的

調査項目	調査候補地	調査目的
スタートアップ	英国 (ロンドン他)	本県では、「Aichi-Startup戦略」(2023年3月改定)の根幹をなす「STATION Ai プロジェクト」に基づき、スタートアップの新たなアイデアとモノづくりの優れた技術との融合によるイノベーションを誘発し、本県産業の成長を拡大させるエコシステム形成の取組を強化している。 そこで、本県施策の参考とするため、行政が学術研究機関と企業、企業同士を結び付け、ビジネスの創出・産業の活性化を図っている事例について、ロンドンの取組を調査する。
英国 最新事情	英国 (ロンドン)	在英国日本国大使館において、英国の社会情勢や経済事情等の最新事情について調査する。
魅力的な地域づくり	スペイン王国 (ビルバオ他)	本県では、「あいちビジョン2030」において「選ばれる魅力的な地域づくり」を重要政策としており、愛知ならではの魅力を活かした観光を推進するとともに、国内旅行者、アジア諸国を始めとした訪日外国人旅行者の呼び込みを一層強化し、地域の活性化を目指している。 そこで、本県施策の参考とするため、基幹産業である鉄鋼業の不振などで、都市の衰退を経験した後、グッゲンハイム美術館の開館をはじめとする多くの都市再生プロジェクトにより復興を遂げたビルバオの取組を調査する。
スマートシティ	スペイン王国 (サンタンデル他)	本県は、2019年7月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、SDGsの達成期限である2030年に向け、2023年度に取り組む主な施策をまとめた「2023年度愛知県SDGs政策パッケージ」に掲げた、「スマートシティモデル事業」において、県内市町村のスマートシティ化に向けた支援に取り組むこととしている。 そこで、本県施策の参考とするため、IoTの導入により、交通渋滞の緩和、ゴミ収集コストの削減等の効率化に成功した事例があるサンタンデルの先進的な取組を調査する。

令和 5 年度愛知県議会海外調査団（欧州）に係る

行程支援業務受託者選考委員会名簿

	氏 名	備 考
委員長		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		調査団員のうち、調査団長が指名する者
委 員		議会事務局職員のうち、局長が指名する者

＜受託者選考委員会設置要綱（抜粋）＞

（組織）

第 3 条 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 調査団員のうち、調査団長（以下「団長」という。）が指名する者 3 名
ただし、団長が必要と認める場合は、団長は 3 名を超えて指名することができる。
 - 二 議会事務局職員のうち、局長が指名する者 1 名
- 2 選考委員会には委員長をおき、委員のうち団長が指名する者をもって充てる。
 - 3 委員長は、選考委員会を統括する。

今後のスケジュール（案）

7月6日	第1回 団員会議 (1) 調査団正副団長の選出について (2) 調査の実施方法について (3) 調査団の行程支援業務に係る受託者の選考について (4) 今後のスケジュールについて
7月20日	選考委員会 （行程支援業務応募者のプレゼンテーション審査）
7月末	委託業者と契約締結
8月上旬	第2回 団員会議 (1) 取扱旅行社紹介 (2) 調査日程及び調査事項について (3) 調査テーマの分担について (4) 事前勉強会等の検討について（執行部説明会、国内調査）
8月下旬	事前勉強会の開催（執行部説明会） 第3回 団員会議 (1) 調査日程及び調査事項について (2) 記念品の検討について
～海外渡航前	事前調査の実施（国内調査）
10月上中旬	第4回 団員会議 (1) 調査日程及び調査事項について（最終確認） (2) 渡航時の注意事項について（最終確認） (3) 渡航経費について (4) 記者発表について (5) 一般質問について (6) 調査報告書の作成について (7) 記念品、名刺配付
10月29日～ 11月5日	調査実施
帰国後	報告書の執筆
12月議会	一般質問
2月上旬	第5回 団員会議 (1) 報告書について (2) 今後のスケジュールについて
3月中旬	正副議長への報告

令和5年7月6日

海外調査団（欧州）団員各位

愛知県議会事務局総務課長

パスポートの確認について（依頼）

渡航にあたり、パスポートの確認が必要となりますので、顔写真のあるページのコピーを、7月14日（金）までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、更新手続きが必要な方や新たに取得される方は、早めに手続きをお願いいたします。

担 当 予算・厚生グループ（水永）

電 話 052-954-6746（ダイヤルイン）

内 線 4508

F A X 052-953-0342

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）

第4回団員会議 次第

日時 令和5年10月20日（金）

午後1時

場所 会議室5（議事堂4階）

1 開 会

2 議 題

- （1）調査日程及び調査事項について
- （2）渡航時の留意事項について
- （3）調査報告書の作成について
- （4）海外調査に関する本会議質問について
- （5）その他
 - ・ 記者発表について
 - ・ 記念品の運搬について
 - ・ イヤホンガイドについて
 - ・ Wi-Fi ルーターについて

3 閉 会

令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州) 調査日程

(令和5年10月20日現在)

日	月日	発着地	発着時間	交通機関	調査項目	調査先(予定)
1	10月29日 (日)	名古屋駅発 品川駅着 品川駅発 羽田空港着 羽田空港発 フランクフルト着 フランクフルト発 ロンドン着(ヒースロー空港)	7:41 9:08 9:20 10:05 12:35 19:00 20:00 20:45	のぞみ70 借上バス LH717 LH920	(飛行時間 14時間25分) (飛行時間 45分)	(ロンドン泊)
2	10月30日 (月)	ロンドン ロンドン	午前 午後	専用車 専用車	①現地の最新事情等 ②スタートアップ支援の推進	在英国日本国大使館 Plexal(プレクサル) (ロンドン泊)
3	10月31日 (火)	ロンドン ロンドン	午前 午後	専用車 専用車	③スタートアップ支援の推進 ④スタートアップ支援の推進	ジェトロ・ロンドン (スタートアップ支援機関) (ロンドン泊)
4	11月1日 (水)	ロンドン発 ロンドン発(ガドウィック空港) ビルバオ着(ビルバオ空港)	午前 15:25 18:25	専用車 VY6306	(飛行時間 2時間)	(ビルバオ泊)
5	11月2日 (木)	ビルバオ ビルバオ	午前 午後	専用車 専用車	⑤魅力的な地域づくり ⑥魅力的な地域づくり ⑦魅力的な地域づくり	ビルバオ市役所 IDOM社(アイドム) グッゲンハイム美術館 (ビルバオ泊)
6	11月3日 (金)	サン・セバスティアン サン・セバスティアン	午前 午後	専用車 専用車	⑧スマートシティの推進 ⑨スマートシティの推進	サン・セバスティアン市役所 Tecnalia(テクナリア) (ビルバオ泊)
7	11月4日 (土)	ビルバオ発(ビルバオ空港) ミュンヘン着 ミュンヘン発	7:20 9:35 12:45	LH1831 LH714	(飛行時間 2時間15分)	(機中泊)
8	11月5日 (日)	羽田空港着 羽田空港発 品川駅着 品川駅着→名古屋 名古屋駅着	9:05 10:30頃 11:15頃 11:30頃 13:15頃	借上バス のぞみ	(飛行時間 12時間20分)	

時差 英国▲8～9時間(サマータイム終了:10月29日(日))、スペイン▲7時間

令和5年度愛知県議会海外調査団(欧州) 調査事項について

期 間: 10月30日(月)から11月3日(金)まで

テーマ: スタートアップ支援の推進、魅力的な地域づくり、スマートシティの推進等

訪問国: 英国、スペイン王国

月日	調査地	調査項目	調 査 先	調査のポイント
10月30日 (月)	英国 (ロンドン)	現地の最新事情	在英国日本国大使館	英国の最新事情を調査する。 ○一般社会情勢、経済事情 等
	英国 (ロンドン)	スタートアップ 支援の推進	Plexal(プレクサル)	スタートアップ支援、スタートアップエコシステムについて調査する。 ○アクセラレーションプログラムの特徴 ○エコシステムの特徴 ○今後の展望、課題 等
10月31日 (火)	英国 (ロンドン)	スタートアップ 支援の推進	ジェトロ・ロンドン 事務所	英国のスタートアップ支援について調査する。 ○英国のスタートアップエコシステムの状況 ○スタートアップ企業の状況 等
	英国 (ロンドン)	スタートアップ 支援の推進	(スタートアップ支援 機関)	
11月1日 (水)	移動日			
11月2日 (木)	スペイン王国 (ビルバオ)	魅力的な地域づ くり	ビルバオ市役所	魅力的なまちづくり、都市活性化の成功事例、取組について調査する。 ○文化施設、アートプロジェクトを連携させたまちづくりの取組と経済効果 ○インフラ整備の取組と効果 ○今後の展望、課題 等
	スペイン王国 (ビルバオ)	魅力的な地域づ くり	IDOM社(アイドム)	都市活性化の成功に關与したIDOMの取組について調査する。 ○IDOMが都市活性化に果たす役割 ○都市活性化、都市開発の成功事例 等
	スペイン王国 (ビルバオ)	魅力的な地域づ くり	グッゲンハイム美術 館	都市活性化の中心となったグッゲンハイム美術館の役割、取組を調査する。 ○周辺の公共施設やインフラ整備された経緯 ○今後の展望、課題 等
11月3日 (金)	スペイン王国 (サン・セバス ティアン)	スマートシティ の推進	サン・セバスティア ン市役所	社会課題をデジタル変革によって解決するスマートシ ティの取組を調査する。 ○デジタルサービスの提供による市民生活への影響 ○スマートインフラ、持続可能な交通システムへの取 組 ○交通インフラの自動化への取組 ○今後の展望、課題 等
	スペイン王国 (サン・セバス ティアン)	スマートシティ の推進	Tecnalia(テクナリ ア)	スマートシティの技術開発、研究について調査する。 ○スマートシティの実例と今後の展望 ○交通システムの構築と自動運転への取組 等



出発のご案内

ご 出 発 日	2023年 10月 29日 (日)
ご 集 合 時 刻	07時20分 (時間厳守)
ご 集 合 場 所	名古屋駅 銀の時計付近
ご 出 発 便	のぞみ70号 07時41分出発

■ 出発当日の緊急連絡先

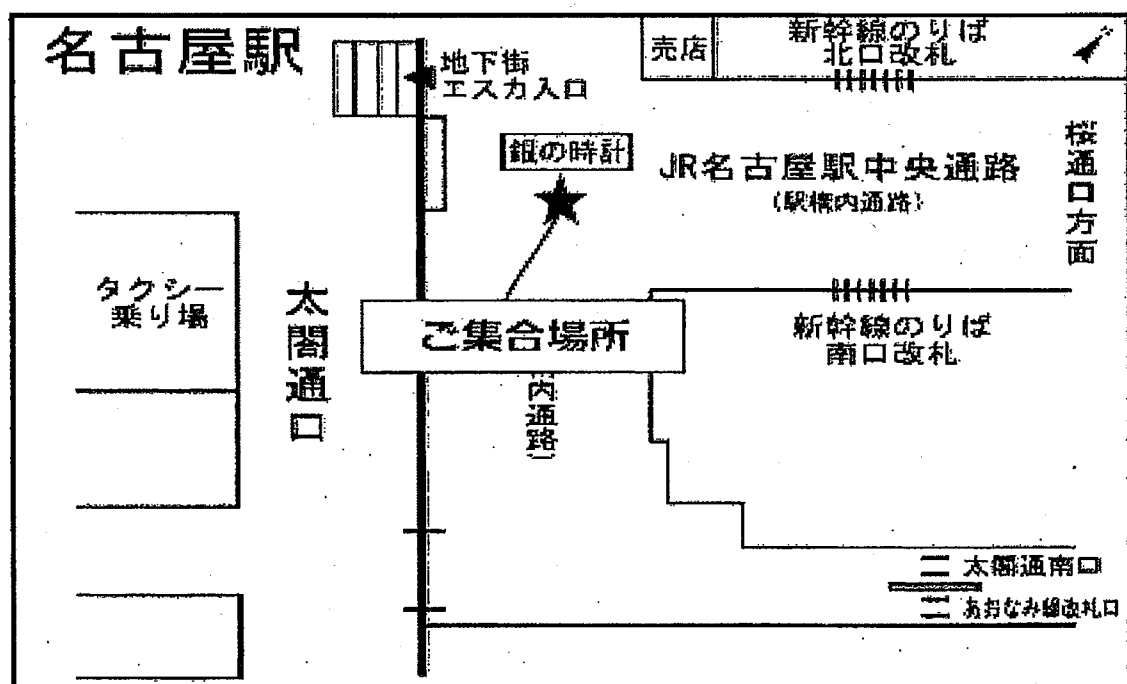
JTB 担当



☎



名古屋駅 構内図



添乗員がお待ちしております。添乗員よりEチケット、JR切符、荷物用ネームタグ等をお渡し致します。出入国に関わる書類がございますので、筆記用具(ボールペン)をお持ち下さい。※パスポートは必ずお持ち下さい。



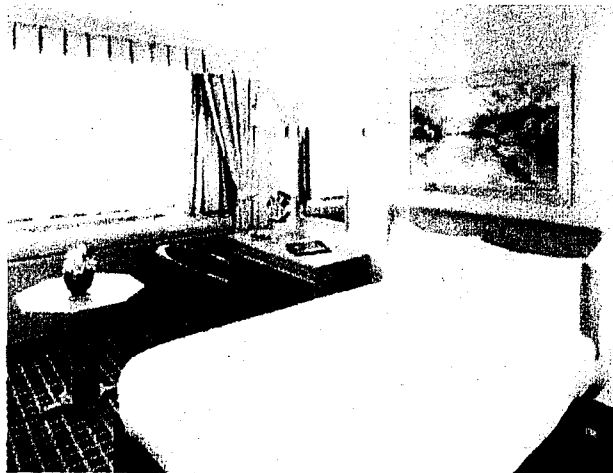
ロンドン

JTB・Aグレード： スーペリア ★★★★★



VIPの皆様にぜひお勧めしたい、立地面、ハード面、に優れたホテルを厳選し、ご提案させていただきます。

■コプソーン タラ ホテル ロンドン ケンジントン



==== 客室(イメージ) ====



==== 外観(イメージ) ====

■総客室数:833室

WiFi無料

ランドリー設備

レストラン

ジム

24時間対応のフロントデスク

歯磨きセット・寝巻
変換プラグ、変圧
器持参必要

✓ エンターテインメント

薄型テレビ

衛星放送

✓ 客室のアメニティ

冷房(温度調節可)

コーヒー/ティーメーカー

アイロン/アイロン台

✓ 寝具/サービス

低刺激性寝具

防音仕様の客室

備え付けのシーツ類

✓ バスルーム設備/バスアメニティ

専用バスルーム

シャワー付き浴槽

バスアメニティ(無料)

ヘアドライヤー

タオル

✓ 通信設備

デスク

WiFi(無料)、有線インターネット

電話

✓ お食事と飲み物

冷蔵庫

✓ その他

客室清掃(毎日)

コネクティングルーム/隣り合った客室利用可

LED電球

リサイクル



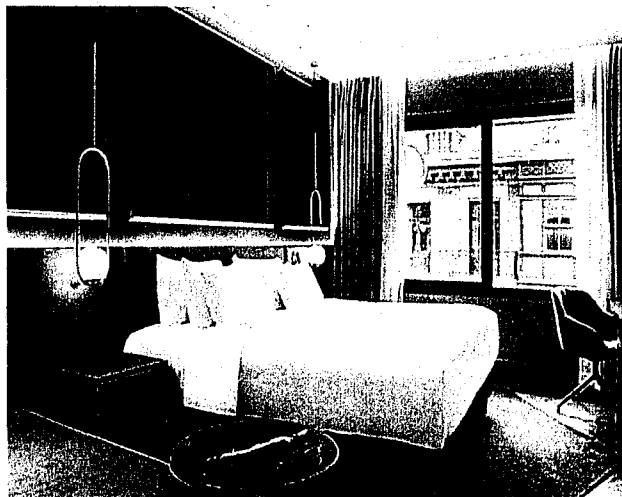
ビルバオ

JTB・Aグレード： スーペリア ★★★★★



VIPの皆様にぜひお勧めしたい、立地面、ハード面、に優れたホテルを
厳選し、ご提案させていただきます。

■ラディソンコレクションホテルビルバオ



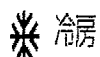
==== 客室(イメージ) ====



==== 外観(イメージ) ====



スパ



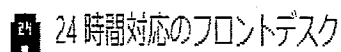
冷房



WiFi 無料



バー



24 時間対応のフロントデスク

歯磨きセット・寝巻
変換プラグ、変圧
器持参必要

✓ エンターテインメント

薄型テレビ

✓ 客室のアメニティ

冷房 (温度調節可)

バスローブとスリッパ

アイロン/アイロン台

✓ 寝具 / サービス

ピロ-メニュー

備え付けのシーツ類

✓ バスルーム設備 / バスアメニティ

専用バスルーム

浴槽またはシャワー

レインフォールシャワー

バスアメニティ (無料)

ヘアドライヤー

タオル

トイレトペーパー

✓ 通信設備

デスク

新聞 (無料)

電話

デスクチェア

☞ お食事と飲み物

ボトルウォーター (無料)

✓ その他

客室清掃 (毎日)

セーフティボックス (室内)

コネクティングルーム / 隣り合った客室利用可

環境にやさしい洗剤を用意

LED 電球

リサイクル

節水トイレのみ

調査報告書の作成について

1 報告書記載事項（案）

- はじめに（団長名）
- 目次
- 調査項目（WG単位）

1 調査目的

2 調査先

(1) △△センター

- ・ 調査日
- ・ 対応者
- ・ 調査概要
- ・ 質疑応答

(2) ××研究所

・（以下省略）

・ 執筆担当者（次頁で決定）が作成

現地最新事情は、WGとは別に執筆担当者を決定する

3 所感（県政への提言を含む。）

・ WG 2名それぞれが記載

○ まとめ（海外調査を終えて）（副団長名）

○ 参考資料 ※事務局で作成します。

団員名簿、調査日程、調査行程図、事前勉強会等の実施状況

海外調査に関連した県議会における質問、報告書とりまとめ担当

2 参考（作成スケジュール（案））

時 期	内 容
10/29～11/5	調査実施
帰国後～12月中旬	各担当団員による原稿執筆
～1月中旬	正副団長による原稿とりまとめ、報告書（案）検討
～1月下旬	全団員へ報告書（案）配付、校正
2月上旬	団員会議（最終確認）
3月中旬	正副議長報告、 議員、記者クラブ、執行部等へ配付 議会ホームページへの掲載、議会図書室にて閲覧開始

調査報告書の作成について

○報告書執筆担当者（※総括責任者は正副団長）

ワーキンググループ (調査項目)	担当団員	調査先	執筆担当者
英国最新事情	—	在英国日本国大使館	政木 りか 議員
スタートアップ支援の推進	石塚吾歩路 議員 政木 りか 議員 杉浦 正和 議員 宮島 謙治 議員 江原 史朗 議員	Plexal (プレクサル)	石塚吾歩路 議員 宮島 謙治 議員
		ジェトロ・ロンドン事務所	杉浦 正和 議員
		スタートアップ支援機関	江原 史朗 議員
魅力的な地域づくり	福田 喜夫 議員 安井 伸治 議員 柴田 高伸 議員	ビルバオ市役所	福田 喜夫 議員
		IDOM 社 (アイドム)	安井 伸治 議員
		グッゲンハイム美術館	柴田 高伸 議員
スマートシティの推進	中根 義高 議員 中村 竜彦 議員 加藤 貴志 議員	サン・セバスティアン市役所	加藤 貴志 議員
		Tecnalia (テクナリア)	中根 義高 議員 中村 竜彦 議員

○調査先の写真撮影及び録音

業 務 内 容	担 当
集合写真及び録音	随行職員 中野善隆課長補佐
調査時の写真 ※カメラは各自でご用意ください。	各 自

海外調査 本会議質問状況

○ 過去の実施状況(下表を参照)

- 平成27年度～平成29年度、令和元年度については、海外調査(10月～11月)終了後、概ね直近の議会である12月議会において、本会議質問が実施された。
(平成30年度は渡航時期が9月であったものの、準備期間を考慮し、12月議会において実施され、渡航時期が8月下旬であった令和5年度の南米調査についても、12月議会に実施予定。)
- 1調査団につき、概ね2名の議員が実施した。

○ 過去の実施状況

調査年度	本会議	会派	氏名	調査期間	行先
27年度	平成27年12月	自民	成田 修	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	インドネシア・シンガポール
"	平成27年12月	民主	森井元志	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	インドネシア・シンガポール
"	平成27年12月	自民	石井芳樹	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	アメリカ合衆国
"	平成27年12月	民主	久野哲生	27. 10. 18 ～ 27. 10. 25	アメリカ合衆国
28年度	平成28年12月	自民	渡辺周二	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	英国・ドイツ
"	平成28年12月	自民	川嶋太郎	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	英国・ドイツ
"	平成28年12月	自民	政木りか	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	アメリカ合衆国
"	平成29年 2月	民進	谷口知美	28. 10. 30 ～ 28. 11. 6	アメリカ合衆国
29年度	平成29年12月	自民	新海正春	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	オランダ・ドイツ
"	平成29年12月	自民	安藤正明	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	オランダ・ドイツ
"	平成29年12月	自民	鈴木雅博	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	アメリカ合衆国
"	平成29年12月	自民	今井隆喜	29. 10. 29 ～ 29. 11. 5	アメリカ合衆国
30年度	平成30年12月	自民	神戸健太郎	30. 9. 7 ～ 30. 9. 16	ブラジル・アルゼンチン
"	平成30年12月	自民	伊藤辰矢	30. 9. 7 ～ 30. 9. 16	ブラジル・アルゼンチン
元年度	令和元年12月	自民	杉浦正和	1. 10. 27 ～ 29. 11. 3	フィンランド・デンマーク
"	令和元年12月	民主	渡辺 靖	1. 10. 27 ～ 29. 11. 3	アメリカ合衆国・カナダ
"	令和元年12月	自民	平松利英	1. 10. 27 ～ 29. 11. 3	アメリカ合衆国・カナダ
2～4年度	中止				

2023年10月26日(木)
愛知県議会事務局総務課
予算・厚生グループ
担当 和田、斉藤
内線 4511、4507
ダイヤルイン 052-954-6746

令和5年度愛知県議会海外調査団（欧州）の派遣について

愛知県議会は、海外の先進的な施策を調査し、今後の県政の参考とするため、海外調査団を派遣しています。

このたび、下記のとおり欧州に派遣しますので、お知らせします。

記

1 目 的

英国及びスペイン王国において、スタートアップ支援の推進、魅力的な地域づくり及びスマートシティの推進等を調査するため

2 派遣場所

英国、スペイン王国

3 期 間

2023年10月29日（日）から11月5日（日）まで（6泊8日）

4 派遣議員（計14名）

団 長	中 野 治 美	議 員	（自由民主党）
副団長	坂 田 憲 治	議 員	（自由民主党）
副団長	長 江 正 成	議 員	（あいち民主）
団 員	石 塚 吾 歩 路	議 員	（自由民主党）
団 員	中 根 義 高	議 員	（自由民主党）
団 員	政 木 り か	議 員	（自由民主党）
団 員	杉 浦 正 和	議 員	（自由民主党）
団 員	中 村 竜 彦	議 員	（自由民主党）
団 員	宮 島 謙 治	議 員	（自由民主党）
団 員	福 田 喜 夫	議 員	（あいち民主）
団 員	安 井 伸 治	議 員	（あいち民主）
団 員	江 原 史 朗	議 員	（あいち民主）
団 員	加 藤 貴 志	議 員	（公明党）
団 員	柴 田 高 伸	議 員	（無所属）

5 主な日程

月 日 宿泊地	調査先 (所在地)	調査事項
10月29日(日) ロンドン	名古屋駅発(羽田、フランクフルト経由) ロンドン着	
10月30日(月) ロンドン	在英国日本国大使館 (ロンドン) プレクサル (ロンドン)	英国現地最新事情 スタートアップ支援の 推進
10月31日(火) ロンドン	ジェットロ・ロンドン事務所 (ロンドン) スタートアップ支援機関 (ロンドン)	英国現地最新事情、ス タートアップ支援の推 進 スタートアップ支援の 推進
11月1日(水) ビルバオ	ロンドン発 ビルバオ着	
11月2日(木) ビルバオ	ビルバオ市役所 (ビルバオ) アイドム社 (ビルバオ) グッゲンハイム美術館 (ビルバオ)	現地最新事情、魅力的な 地域づくり 魅力的な地域づくり 魅力的な地域づくり
11月3日(金) ビルバオ	サン・セバスティアン市役所 (サン・セバスティアン) テクナリア (サン・セバスティアン)	現地最新事情、スマート シティの推進 スマートシティの推進
11月4日(土)	ビルバオ発(ミュンヘン経由)	
11月5日(日)	名古屋駅着(羽田経由)	

※ 日程は現時点での予定であり、変更となる可能性があります。